

# 御浜町いじめ防止基本方針

平成28年3月1日

御浜町

( 令和5年5月26日改訂 )

## 御浜町いじめ防止基本方針

1. 御浜町いじめ防止基本方針の策定にあたって	1
(1) はじめに	1
(2) 本方針改訂の趣旨	1
2. いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	1
(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
(2) 御浜町いじめ防止基本方針の対象	2
(3) いじめとは	2
3. いじめ防止のための基本的な考え方	4
(1) いじめの未然防止について	4
(2) いじめの早期発見について	5
(3) いじめへの早期対処について	6
(4) いじめの解消について	6
(5) いじめの再発防止について	6
(6) インターネットやスマートフォン等の利用	7
(7) 児童生徒に育みたい力	7
(8) 保育所や放課後等の活動団体との連携について	7
(9) 学校・家庭・地域との連携について	8
(10) 育所や放課後等の活動団体との連携について	8
(11) 関係機関との連携について	9
(12) 教職員の資質向上と大人の意識向上	9
(13) 日常の点検と評価	9
4. 御浜町のいじめ防止等のための組織等	10
(1) 法に基づいた御浜町のいじめ防止等のための組織	10
(2) 御浜町のいじめ相談窓口	11
5. 御浜町のいじめ防止等のための方策	11
(1) いじめ未然防止に向けて	11
(2) いじめの早期発見及びいじめの対処にむけて	14
(3) 町教育委員会と学校との連携協力	16
6. 重大事態への対処	16
(1) 重大事態とは	17
(2) 重大事態発生時の対処	17
(3) 重大事態の調査	17
(4) 調査結果の提供及び報告	18
(5) 町長による再調査	18
7. おわりに	19
8. 別紙資料	
(1) 重大事態発生時の報告・調査	20

## 1. 御浜町いじめ防止基本方針の策定にあたって

### (1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり決して許されるものではありません。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」問題であること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識するとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人ひとりに徹底することが大切であり、児童生徒の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが求められます。

また、いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要です。

そのため、教職員には、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対許さないといった毅然とした姿勢を身につけることが必要です。また、保護者をはじめとする大人も、いじめの問題に敏感になり、家庭や地域でいじめや差別のない社会づくりに寄与することが求められます。

いじめの問題には、学校、家庭、地域が一体となって児童生徒を見守りながら、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起きた場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、すべての児童生徒が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

### (2) 本方針改訂の趣旨

御浜町では、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び「三重県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、これまで以上に、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「御浜町いじめ防止基本方針」を平成28年3月に策定しました。

その後、三重県では、いじめ防止等の対策に関する基本理念を定め、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めた「三重県いじめ防止条例」（以下「条例」という。）を平成30年4月に施行し、それに伴い県の基本方針が、平成31年3月に改訂されました。さらに、令和5年3月には県におけるいじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめたいじめ防止の対策を反映し県の基本方針が改訂されました。

これらを受けて、町の基本方針について、いじめの問題を克服するため、社会総がかりで取り組むとした条例、県の基本方針の内容を反映した内容に改訂することとしました。

## 2. いじめ防止等のための対策の基本的考え方

### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

法第3条及び条例第3条に規定されている基本理念の実現に向け、御浜町では、望ましい子ども像を目指して次のように基本理念を定め、いじめ防止等の対策に、強い決意をもって取り組んでいきます。

◎教職員は、いじめが行われないように鋭い人権感覚を持って取り組みます。

- ・ いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることを念頭に置き、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員はいじめを見抜く鋭い人権感覚を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われないことを目標に取り組みます。

◎児童生徒には、いじめの問題の重要性を理解させます。

- ・ 全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることやいじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童生徒が十分に理解できるように取り組みます。

◎いじめの問題に正しく向きあう児童生徒を育みます。

- ・ 全ての児童生徒が一人一人の違いを理解し、相手を思いやり、自他の命を尊重する心を育むことにより人権を尊重しともに支えあう力と、児童生徒の主体的な活動を促す自立する力を育むことができるよう取り組みます。

◎地域ぐるみで、いじめの問題に取り組めます。

- ・ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、町、町教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、地域ぐるみで取り組みます。

## (2) 御浜町いじめ防止基本方針の対象

御浜町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）は、御浜町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒を対象とし、基本理念の実現を目指します。

## (3) 「いじめ」とは

### ① 法第2条及び条例第2条での「いじめ」の定義

「いじめ」とは 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ② 「いじめ」の定義の解釈

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、

法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

このことは、例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ただし、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。また、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。さらに、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能です。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、発見または情報を得たら原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組むとともに、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有をします。

### ③ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に

相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれます。

この場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報を行い、警察と連携した対応をとることが必要です。

#### ④ いじめのとらえ方

「いじめ」について、次のように認識し、いじめ防止等の対策を推進します。

- ・ いじめは重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・ いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得る問題であり、被害と加害が入れ替わる等、どの児童生徒も加害者にも被害者にもなり得る。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・ いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ・ いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」からなる集団の課題としてとらえる。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

### 3. いじめ防止等のための基本的な考え方

#### (1) いじめの未然防止について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題であることから、未然防止対策が、とりわけ重要であることを教職員は十分に自覚することが大切であるとの考えの下に、未然防止対策を推進します。

そこで、特別の教科 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間はもちろんのこと、学校の教育活動全体を通じて計画的な指導及び人権教育を行い、日常にお互いの個性や文化・風習など、様々な違いを認め合い、いじめを許さず、いじめを見ぬく人権感覚を持った児童生徒の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団作りに取り組めます。

学級活動や児童生徒会活動などにおいては、いじめ問題について取り上げ、教職員の適切な指導助言を通じて、児童生徒がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に取る取組の充実に努め、その場合には、児童生徒の発達段階に応じた主体的な取り組みを系統的に行います。

その際、いじめの態様には、言葉によるものや暴力によるもの、また無視や嫌がらせ等だけでなく、インターネットの掲示板やスマートフォンのコミュニティサイトへの匿名性を利用した個人を攻撃する書き込みなど、潜在化した形でのいじめがあることを理解し、対策に取り組んでいきます。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、表面的な指導や対応にとどまる

ことなく、その改善やストレスに適切に対応できる力を育むとともにすべての児童生徒の自己肯定感、自己有用感、充実感を高め、社会性を育むことのできるよう学校教育活動の充実に努めます。

さらに、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

その他にも、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童生徒に対してその特性の理解を促す取り組みを行います。

いじめは、児童生徒だけの問題だけでなく、社会が抱える様々な問題や大人の姿勢、家庭におけるしつけなども影響していることにも目を向け、いじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域、関係機関などと連携した地域ぐるみの取り組みが推進されるよう普及啓発に取り組みます。

## (2) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめの問題に迅速に対処し、早期に解決する上で重要です。

特に、小学校高学年の時期から中学校2年生の時期は、身体的な成長が著しい反面、自我の確立や多感な思春期でもあり精神的に不安定になりがちで、ストレスや欲求不満が、いじめにつながる場合もあります。

また、いじめの問題が発生する兆候として、集団の規範意識の低下がみられる場合もあり、教職員には、学校生活の中でいじめを見抜く、鋭い人権感覚を養うことが必要です。

また、いじめは大人の目につきにくい時間、場所、手段で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることがあります。

そこで、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

中には、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることから、からかいや悪口、仲間はずれや無視等といったことも見過ごすことなく対応していきます。

いじめの早期発見のためには、日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、相談窓口の周知など、児童生徒がいじめを訴えやすい態勢を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。

各学校は、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておくものとします。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを、教職員は理解しなければなりません。これを踏まえ学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。この際、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、町福祉部局等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情

報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応します。

さらに、教職員相互で児童生徒の様子などについて情報共有を図ることができる風通しの良い教育環境を整えるとともに、学校だけで問題等を抱え込まず地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていきます。

### (3) いじめへの早期対処について

いじめであることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨みます。特に、いじめられた児童生徒に対しては、スクールカウンセラーなどの協力を得た心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめを行った児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

さらに児童生徒の、いじめをとめたり、いじめを知らせたりといったいじめの問題への主体的な態度や行動については、正當に評価し、正しい行動や正義が貫かれる学校風土づくりに生かしていきます。

一方、事実関係の究明には、いじめたとされる児童生徒だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集も実施し、事実関係を正確かつ迅速に把握するように努めます。

いじめへの早期対応及び迅速な解決には、学級担任等の特定の教員が問題を抱え込むことなく、児童生徒の目線に立ち、学校全体で組織的に対応します。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

さらに、学校は、いじめの事実関係が判明した場合には、家庭や町教育委員会等への連絡・相談を迅速に行います。

このため、学校では「学校いじめ防止基本方針」の中に、いじめの問題が発生した際の具体的な対処要領を必ず定め、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めることができるよう研修等を実施します。

### (4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(ア) いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも3か月）継続している。

(イ) いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが面談等により確認されている。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

### (5) いじめの再発防止について

いじめの問題は、いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくありません。

教職員は、いじめられた児童生徒やいじめを行った児童生徒のその後の学校生活の様子等について、周りの児童生徒の協力も得ながら継続して十分な注意を払うとともに、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。

また、学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりについて見直す等、児童生徒の実態に応じた必要な指導や取組の改善を行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。

## (6) インターネットやスマートフォン等の利用

情報社会の発展に伴い、児童生徒にインターネットやスマートフォン等が普及するとともに新たなコミュニケーション手段として、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したネット上のいじめへの対応が求められています。

ネット上でのいじめは潜在化し、目に見えないところで拡散する危険性が高く、発見しても容易に削除することができないといった困難さがあります。

そのため、児童生徒には、インターネットやスマートフォン等の正しく安全な利用方法等を学ぶ情報モラル教育を推進します。また、インターネットやスマートフォン等の所持や利用に際してのルールづくりといったことは、家庭での教育を中心とし、学校、家庭、地域が共通理解を図りながら取り組んでいきます。

さらに、ネット上の不適切なサイトや書き込み等の早期発見及び対処については、児童生徒や保護者等との連携協力を図るとともに、県や県教育委員会の取り組みも活用しながら対策を講じていきます。

## (7) 児童生徒に育みたい力

全ての児童生徒に、「いじめは絶対に許されない行為であること」を理解させ、いじめを見逃さず、許さない力を培う必要があると考え、お互いを思いやり、自他の命を尊重する心や互いの個性及び人権を尊重する心を育むなど、共に支えあう力を培うとともに、いじめの問題に毅然と向き合い、いじめをやめさせる態度やいじめを他の人に伝える態度など、いじめの問題に主体的に行動できる力を育てていきます。

特に、小学校低学年は、集団を形成しようとする時期でもあります。そこで、友達との集団遊びや体験活動の中での些細なトラブルや言葉が、いじめの芽につながることに留意し、友達を傷つけないことなど、よりよい人間関係を形成する力や友だちを思いやる心を育むとともに、社会生活上のきまりが確実に身に付けられるよう繰り返し指導していきます。

一方、小学校高学年以降は、特定の友人との密接なかかわりを持つようになるとともに集団内の親密性や集団外への排他性が高まる時期でもあります。

そこで、この時期の児童生徒には、相手の身になって人の心を思いやる共感能力やコミュニケーション力、社会人としての社会規範や他人の人権及び自他の命を大切にする力などを育てていきます。

また、スマートフォン等の所持が広がる時期でもあることから、スマートフォン等による潜在化したいじめの問題にも留意し、スマートフォン等の情報機器の利用モラルやマナーなどを身に付けさせていきます。

## (8) 家庭の役割について

保護者は、児童生徒の教育について第一義的責任を有している。そのため、必要な生活習

慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることとされています。

また、いじめ問題は、家庭でのしつけ等、家庭教育の在り方が大きく関係するといわれています。

そこで、保護者には、いじめは絶対に許さない行為であること等、いじめ問題の基本的な考え等について、我が子に責任を持って徹底して教えていただくよう促します。

また、子どもに十分な愛情を注ぎ、家庭が居場所のある温かな環境となるよう努め、家族の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しき、親子の会話や触れ合い、家族団らんの時間を確保していただくように働きかけます。

一方、いじめが保護者によって発見されることが多い反面、子どもの成長に伴い、保護者に知られたくないといった子どもの心理も生まれてきます。

そのため、保護者は、家庭での子どもの日常生活に関心を持ち、いじめのサインを見逃さないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努めていただくことを働きかけます。

さらには、スマートフォン等によるいじめの実態や、子どものスマートフォン等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルール作り等を呼びかけます。

#### (9) 学校・家庭・地域との連携について

児童生徒を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、児童生徒等の課題も多岐に及ぶとともに深刻化・複雑化しており、児童生徒が健やかに成長し、社会で必要とされる人権感覚を身に付けていくためには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、これまで以上に重要となっています。

そこで、学校は、いじめの問題への基本的な方針や指導計画等をホームページや学校だよりなど様々な方法で公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともにいじめの問題の重要性について、児童生徒、教職員、保護者、地域住民に醸成を図ります。

さらに、いじめの問題が発生した際の初期対応や再発防止の過程では、家庭訪問などを通じて、保護者との緊密な連携を図ることが必要で、学校のみでいじめを解決することに固執せず、保護者と一致協力して解決に当たります。

また、保護者や地域住民は、いじめを敏感に察知し、いじめを受けていると思われる様子を認めるときは、迅速に学校等に連絡する等の対応を心がけます。

特に、町内すべての公立小中学校では、コミュニティ・スクールによる特色ある開かれた学校づくりを推進していることから、学校運営協議会においていじめの問題を取り上げ、学校、家庭、地域が相互に連携協力した対策を推進します。

さらに、保護者や地域住民とは、学校行事や地域行事等を通じて積極的に交流を深めるとともに学校支援ボランティアへの参加を促進し、地域の子どもの交流を深め、地域全体で児童生徒を見守り、悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組みます。

#### (10) 保育所や放課後等の活動団体との連携について

いじめは、学校内だけの問題だけでなく、就学前の幼児期や放課後児童クラブ、スポーツ少年団活動等、児童生徒が学校の教育課程外で参加する様々な活動場面で起こり得る問題です。特に、就学前の幼児期は、人間関係づくりが未成熟なことから、仲間との間でいじめに

至らないまでも様々なトラブルが発生することも多く、集団遊び等を通じ仲間とのかかわりや生活上のしつけ等の協力を依頼します。

また、幼稚園・保育所等の指導者や幼児児童生徒が参加するような様々な活動団体の指導者に、いじめの問題への認識を深め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等、いじめを許さない活動体制の構築等についての啓発を行います。

学校は、部活動や社会体育等、教育課程外での活動であっても児童生徒の人間関係等は、学校生活と密接に関係しているとの認識を持ち、放課後等の活動団体の指導者と情報共有を図る等、連携した対応を行います。

### (1 1) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応では、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく早期に警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関に相談し、連携した対応を講じます。

特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図ります。

また、児童生徒の健全育成に行政や関係機関が横断的・総合的に連携した青少年対策を推進する町対策連絡協議会において、いじめの問題について情報共有や必要な対策等の検討も行います。

さらに、町教育委員会、学校、町福祉部局、警察等の関係機関との間では、平素から緊密な情報共有体制を構築していきます。

### (1 2) 教職員の資質向上と大人の意識向上

いじめの問題の背景には、教職員や保護者など、児童生徒を取り巻く大人の言動が影響していることも少なくありません。

特に、学校生活において教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分に留意し、教育活動に取り組みます。

そのため、定期的に教職員を対象とするいじめ問題についての研修会を開催し、いじめ問題への適切な対応方法等について研鑽を深める機会を設ける等、教職員の資質向上を図ります。

また、保護者や地域住民のいじめ問題への取組の認識を広め、教職員や大人が率先していじめ問題に取り組む風土を醸成するための啓発を行います。

### (1 3) 日常の点検と評価

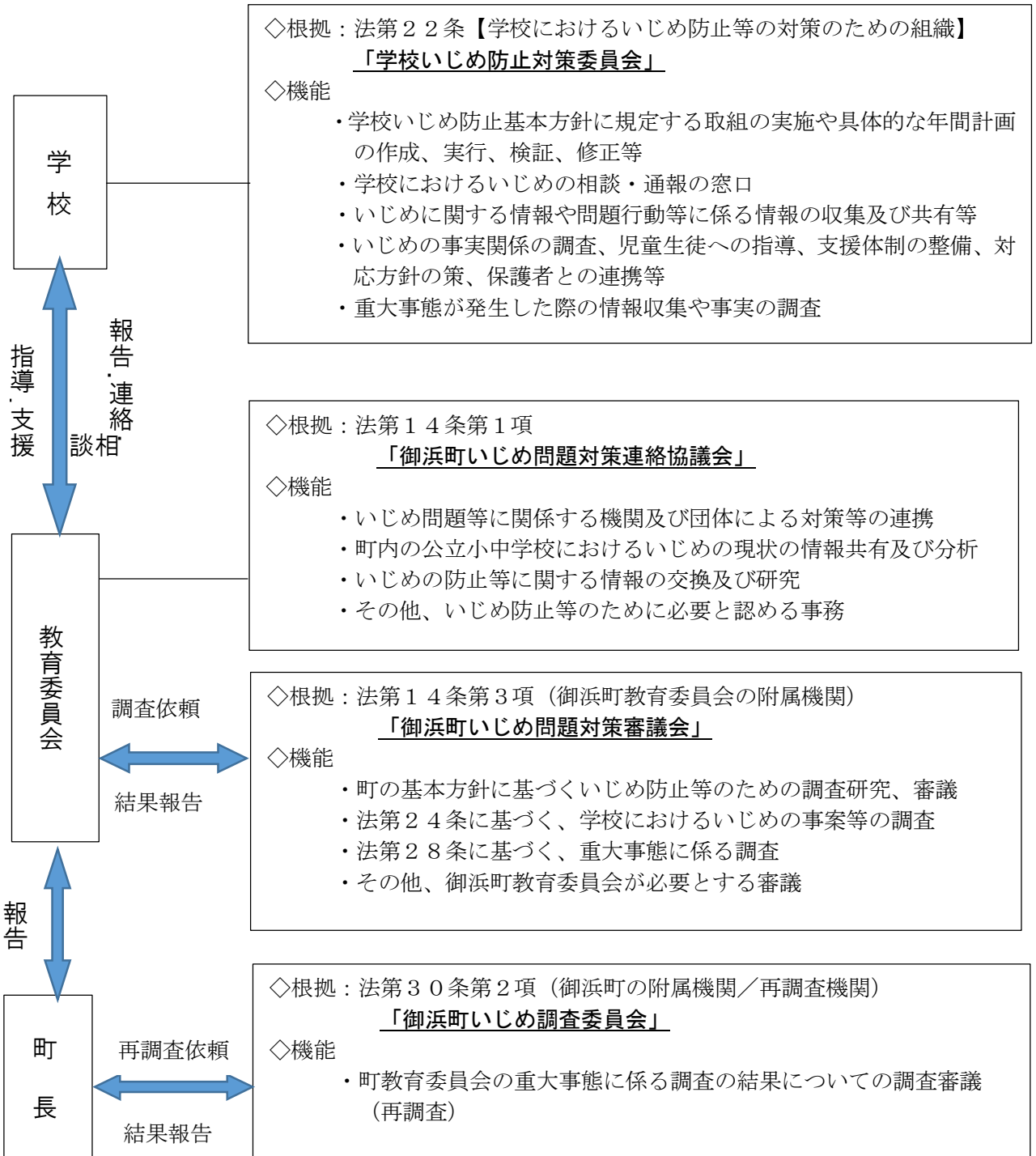
学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、様々な観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を行うことが必要です。

そのため、学校は自己評価や学校運営協議会による学校関係者評価を適切に行い、児童生徒や保護者、地域住民等の意見や評価も取り入れながら、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善にPDCAサイクルを生かして取り組みます。

#### 4. 御浜町のいじめ防止等のための組織等

##### (1) 法に基づいた御浜町のいじめ防止等のための組織

###### ① 組織体系



## ② 組織構成

- i 学校いじめ防止対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）  
【学校職員等】管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭等、  
複数の教職員  
【教職員等以外】スクールカウンセラー等 その他、学校長が必要と認める者
- ii 御浜町いじめ問題対策連絡協議会（12人以内）（以下「町対策連絡協議会」という。）  
関係機関の職員：  
津地方法務局熊野支局長  
紀宝警察署生活安全刑事課長  
紀州児童相談所課長  
本町職員：  
教育長  
児童福祉主管課（健康福祉課）職員  
教育委員会が必要と認める者：  
御浜町小学校保護者代表  
御浜町中学校保護者代表  
御浜町小学校長代表  
御浜町中学校長代表  
御浜町主任児童委員  
御浜町人権擁護委員
- iii 御浜町いじめ問題対策審議会（5人以内）（以下「町対策審議会」という。）  
弁護士、臨床心理士、医師、学識経験者、  
その他教育委員会が必要と認める者
- iv 御浜町いじめ調査委員会（5人以内）（以下「町調査委員会」という。）  
委員会は、5人以内の者で組織し、いじめ防止等に関し専門的な知識又は  
経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

## （2）御浜町のいじめ相談窓口

- ・子ども家庭室（健康福祉課）
- ・行政・人権・心配ごと相談（住民課）
- ・弁護士無料法律相談（住民課）
- ・教育委員会学校教育係 05979-3-0526

## 5. 御浜町のいじめ防止等のための方策

### （1）いじめの未然防止に向けて

#### ① 町教育委員会での取組等

- i 教職員を対象とした取組
- ・教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、児童生徒をよりよく理解した上で、いじめの問題への対処を行うことができるよう各学校における教職員を対象とする研修会の開

催について支援を行い、教職員の資質向上を図ります。

- ・ 町教育委員会事務局職員による学校訪問を通じて、学校教育活動や仲間づくり、集団作りへの指導・助言を充実します。

## ii 児童生徒を対象とした取組

- ・ 生徒会研修会や中学校区人権フォーラム等の機会を通じて、各小中学校でのいじめの問題や人権問題の取組について意見交換や実践交流を行うとともに児童生徒が主体となったいじめの問題への取組を推進します。
- ・ 近年、課題とされるインターネット上のいじめに関する理解等を深めるため、児童生徒を対象とする出前講座などにより情報モラル教育を推進します。

## iii 広報啓発に関する取組

- ・ いじめの相談窓口等について、定期的に児童生徒や保護者等に周知するとともにホームページなどでも常時、掲載します。
- ・ 児童生徒や教職員へのネットトラブルに関する啓発資料などを作成します。また、インターネットやスマートフォンを利用したいじめの問題について、保護者にも周知し、新たな情報機器や情報手段の正しい利用方法の啓発に努めます。
- ・ 県のいじめ防止強化月間に呼応したいじめ防止キャンペーンを実施する等、いじめの問題への理解や関心を高める取組、啓発活動等を実施します。

## iv 家庭・地域や関係機関と連携した取組

- ・ コミュニティ・スクールによる学校、家庭、地域の相互連携を基盤とした開かれた学校づくりを推進し、学校運営協議会による協議を生かした地域ぐるみによるいじめ問題への取組を推進します。
- ・ いじめの未然防止やネットトラブルなどに関係する国や県の関係事業等の活用を図ります。

## ② 学校での取組等

### i 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の定めの下、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「三重県いじめ防止条例」、「三重県いじめ防止基本方針」を参酌し策定した「御浜町いじめ防止基本方針」に基づいて、各学校の実態等に応じたいじめの防止対策等について、基本的な方向性や取組の内容等を示す「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

また、「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、次の点に留意します。

- ・ いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめ防止等全体に係る内容とします。
- ・ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できる内容を加味します。
- ・ いじめの問題には、地域ぐるみで取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針

の策定にあたっては、学校運営協議会などを活用し、保護者や地域住民の声を反映させるとともに地域ぐるみの取組が含まれる内容を加味します。

- ・ 学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組を実現していくため、適宜その内容を点検し、町の基本方針に基づきながら、学校いじめ防止対策連絡会議や学校運営協議会での協議を踏まえ、必要に応じて学校長が見直しを行います。
- ・ 学校は、策定した学校いじめ防止基本方針については学校ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住が容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・学年年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## ii 学校経営における位置づけ

- ・ 特別の教科 道徳をはじめとした全ての教育活動を通じて児童生徒の社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心や、仲間とのコミュニケーション能力、思考力、判断力などを育み、生きる力を培う学校教育活動の充実を図ります。
- ・ 全ての児童生徒に主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善に努めるとともに学級活動や学習活動で居場所づくりに心がけます。
- ・ 特別活動を通じて、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに、より良い人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指します。
- ・ 教職員相互が児童生徒の様子について、気軽に情報交換を行うことができる組織的な生徒指導体制の構築を図るとともに、保育所と小学校、小学校と中学校との連携を図り、途切れない子どもの支援に努めます。
- ・ 地域の協力を得た体験学習などを通じて、児童生徒同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進します。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。

## iii 教職員等を対象とした取組

- ・ 担任等、教職員のいじめの問題への認識や自覚を深め、人権感覚を高めるため、計画的にいじめの問題への資質向上につながる校内研修を位置づけます。
- ・ 日頃から、児童生徒と積極的に向き合い、日々の生活ノートや定期的なアンケート調査に加え、教育相談の実施等により、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さず、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組みます。
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施します。

## iv 児童生徒を対象とした取組

- ・ 人権フォーラムなど、人権について学んだり、話し合ったりする場を設定し、いじめを集団の課題としてとらえる取組を推進します。
- ・ 児童生徒がともに支え合う集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくります。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- ・ 児童会や生徒会を中心としたいじめ根絶運動を展開するなど、児童生徒が主体的な担い手

となる取組を推進します。

- ・ 児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、スマートフォンやインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進します。

## (2) いじめの早期発見及びいじめへの対処に向けて

### ① 町教育委員会での取組等

#### i 早期発見に向けた支援

- ・ 毎学期当初を基準として、年間3回のいじめについてのアンケート調査を実施し、その結果を教育相談につなげる等、いじめの早期対応に向けた生徒指導体制や教育相談体制の充実を支援します。

#### ii 初期対応での支援

- ・ いじめの相談を受けた場合には、迅速に学校と連携し対応策を支援するとともに必要に応じて職員を派遣し、問題の原因解明などの支援を行います。
- ・ 学校職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、組織的で迅速ないじめの問題への対処が得られるような学校への指導・助言を行います。
- ・ スマートフォンやインターネットの掲示板等への問題がある書き込みについての相談を受けた場合は、関係機関とも連携し迅速に削除するなどの対策や、再発防止に向けた情報モラル教育を支援します。

#### iii 児童生徒に関わる支援

- ・ 児童生徒の教育相談体制の充実にあたっては、スクールカウンセラーとの連携に加え、町子ども家庭室の臨床心理士や三重県教育委員会のスクールソーシャルワーカーとの連携を支援します。
- ・ 学校と連携し、いじめられた児童生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保に向けた支援を行うとともに、町子ども家庭室の臨床心理士など心理や福祉等の専門家の協力を得て、いじめられた児童生徒の心のケアを支援します。
- ・ いじめたとされる児童生徒に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるための教育的指導を支援します。

#### iv 問題解決に向けた支援

- ・ いじめの問題への解決において、学校と保護者等の関係修復が必要になった場合は、職員の派遣等による支援を行います。
- ・ いじめが、重大な事態に及んだ場合や重大な事態に及ぶ危険性が高いと判断される場合、さらには、解決が難しい問題に対しては、「町対策審議会」への相談など、専門機関との連携を図る等、適切ないじめの防災等の対策が講じられるよう学校を支援します。

#### v 再発防止に向けた支援

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、いじめられた児童生徒といじめたとされる児童生徒双方への継続的な支援を行います。
- ・ 人権の視点に立った仲間づくりの取組や行内体制の改善など、再発防止策についての指

導・助言を行います。

## ② 学校での取組等

### i 早期発見に向けた取組

- ・ いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことがないように、日頃から児童生徒の理解に努めるとともに児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努めます。
- ・ 「いじめの早期発見のための気づきリスト」（令和4年8月三重県教育委員会作成）などを活用して、学校と家庭が連携し、児童生徒の悩みや不安をいち早く把握するように努めます。
- ・ 遊びやふざけあいと思われるような些細な行動にも目を向け、教職員間での情報共有を図り、いじめを見過ごさず、積極的に認知するよう努めます。
- ・ いじめについてのアンケートを実施した際は、実施した日にアンケート内容を確認するなど、児童生徒からのいじめの訴えに迅速に対処します。
- ・ インターネット等への誹謗中傷などの書き込みといった潜在化するいじめの問題には、児童生徒及び保護者から、積極的な情報が得られるよう日頃から協力体制や信頼関係の構築に努めます。

### ii 初期対応での取組

- ・ 児童生徒本人やその友人、保護者などからいじめについての相談を受けた場合は、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、丁寧に聞き取りを行うとともに迅速に家庭とも連携しながら、必要な措置を講じます。
- ・ いじめを発見または情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組みます。
- ・ いじめを行った児童生徒にいじめの認識がない等いじめを受けた児童生徒の間で見解が違えば、複数の教職員での聞き取りを基本とし、周りにいた児童生徒からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努めます。
- ・ 教職員は、いじめの相談は、勇気をもって行われたものと認識し、相談内容については、守秘義務を心得、個人情報やプライバシーに十分配慮した対応を行います。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。

### iii 児童生徒への指導や支援

- ・ いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせたり、止めたりした児童生徒を全職員が一体となって守り通します。
- ・ いじめたとされる児童生徒に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得ながら、当該児童生徒の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行います。
- ・ いじめの問題の背景には、児童生徒が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童生徒を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努めます。

- ・ 児童生徒のネットリテラシーや情報モラルを育む教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図るとともに、保護者に対して必要な啓発を行います。

#### iv 組織的な対応

- ・ いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行います。
- ・ いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨みます。  
「情報の把握 →管理職等への報告 →初期対応の確認 →事実関係の把握 →対応方針の決定及び保護者への連絡→指導及び心のケア→再発防止策の検討及び実践」
- ・ いじめの問題は、全て町教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報など、関係機関と十分な連携を図ります。
- ・ いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や児童生徒の仲間づくり、集団作りの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。

#### v 学校でのいじめ相談

学校では、定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実を図ります。また、学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる態勢を整えます。さらに、児童生徒の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や学習用端末等を活用するなど、児童生徒が悩みや不安を相談しやすい体制を整え、いつでも誰もが、いじめの相談を行うことができる体制を整えるとともに機能させます。

### (3) 町教育委員会と学校との連携協力

#### ① 町教育委員会及び学校と町子ども家庭室との連携

御浜町では、家庭支援や様々な相談を担う子ども家庭室が設置されています。

いじめの問題は、その背景や要因が複雑に絡み合っていることが多く、教育の分野だけで対応するのではなく、子ども家庭室との連携を活かした対策を講じることが効果的なことから、定期的な情報共有や事例検討、対策会議などを実施し、よりきめ細かないじめへの対策に努めます。

#### ② 研修の実施

教職員のいじめ問題への認識を深め、人権感覚を高めるとともに、インターネットやスマートフォンなどを活用したネットトラブルなど、新たないじめの問題への課題に対応できるように研修講座を開講し、教職員の積極的な参加を促すとともに校内研修を実施する等、教職員の指導力や資質向上を図ります。

#### ③ 取組の評価、点検及び学校運営改善の実施

町の基本方針で定められる対策等の取組状況等については、定期的開催する町対策連絡協議会に報告するとともに、毎年度教育委員会による教育委員会活動の点検・評価でも検証

し、その取組状況については、公表するものとします。

各学校では、学校経営の改革方針などに、いじめ問題への対策等を盛り込むとともに学校運営協議会による学校関係者評価を行い、毎年度、取組状況についての評価・点検結果を公表します。

また、教職員が子どもと十分に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校組織マネジメントの整備や校内体制の見直しを図るなど、学校改善に努めます。

## 6. 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されています。

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準にかかわらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

### (2) 重大事態発生時の対処

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに町教育委員会に報告するものとします。また、町教育委員会は、児童生徒や保護者及び地域住民等から、直接、重大事態の発生に関する情報を得た場合や、学校から報告されたいじめが、重大事態と認められる場合には、遅滞なく学校に対して事実確認等を指示し、報告を求めます。

重大事態の報告を受けた町教育委員会は、当該事案を直ちに町長及び県教育委員会に報告するものとします。

### (3) 重大事態の調査

町教育委員会又は学校は、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。町教育委員会が調査主体となる場合は、町対策審議会が調査を行います。

学校が調査の主体となる場合は、学校対策委員会等に、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第

三者を加えた組織を、調査を行うための組織の母体とします。

なお、その際、町教育委員会は、学校に対して必要な指導・助言を行います。また、調査に当たっては、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとします。

なお、ここで行う調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該自体への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、町教育委員会又は学校は、町対策審議会や学校対策委員会等に対して積極的に資料を提供します。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合に、詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が町教育委員会又は学校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

なお、いじめられた児童生徒の置かれている実態に応じ、次のような対応をします。

#### ① いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員への質問紙調査や聞き取り調査等を行います。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

#### ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

#### ③ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して進めていくこととします。

### (4) 調査結果の提供および報告

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたって、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供します。

町教育委員会は、調査結果について町に報告するとともにいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、必要に応じて町長への調査結果の報告に添えるものとします。

また、いじめの重大事態の調査報告書及び調査に係る文書は、10年間保存します。

#### (5) 町長による再調査

法第30条第2項に基づき、町教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町調査委員会において再調査を行います。

## 7. おわりに

町の基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であり、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて、児童生徒はもちろんのこと教職員にも徹底し、基本理念に基づいたいじめ防止等の対策を保護者や地域住民とともに着実に推進していきます。

町の基本方針に基づくいじめの防止等への対策が総合的かつ効果的に行われているかについては、対策等の事態状況や児童生徒を取り巻く社会環境の変化及びニーズなどに対応した実効性の高い取組としていくため、必要に応じて町の基本方針の見直しを行い、いじめのない、誰もが安心して学ぶことのできる教育環境づくりに積極的に取り組んでいきます。

# 重大事態発生時の報告・調査

別添資料

## 御浜町立学校

発生報告

### 【町教育委員会】

- 学校への支援
- 調査主体の判断

調査組織の設置  
委員の人選

発生報告

発生報告

支援・助言

重大事態の発生

### 【県教育委員会】

- 町教育委員会への支援

町 長

学校（学校対策委員会等）又は  
教育委員会（町対策審議会）による調査

- 事実関係を明確にする
  - ◆被害児童生徒・保護者に対して調査方針等を説明
  - ◆当該調査の公平性・中立性・客観性を確保
  - ◆プライバシーへの配慮

調査結果報告

### 【町教育委員会】

- 調査結果を踏まえた対処  
又は必要な措置

調査結果報告  
(被害児童生徒又はその保護者  
の所見をまとめた文書)

- ◎ 調査結果報告
- 適時に適切な方法で経過報告

被害児童生徒及びその保護者  
(加害児童生徒及びその保護者)

- ◎ 調査結果報告
- 適時に適切な方法で経過報告

町 長

★ 再調査の判断

★ 調査結果を踏まえた対処又は措置

★ 再調査結果を議会へ報告

再調査結果報告

町長による再調査（必要があると認めた場合） 町調査委員会

- ◆ 十分な調査をつくす
- ◆ 当該調査の公平性・中立性を図る

※令和5年度から、県教委から文科省へ発生時・調査開始・終了時に報告することが義務化されたため、町教委は、発生時に加え、調査開始・終了時に県教委に報告する。